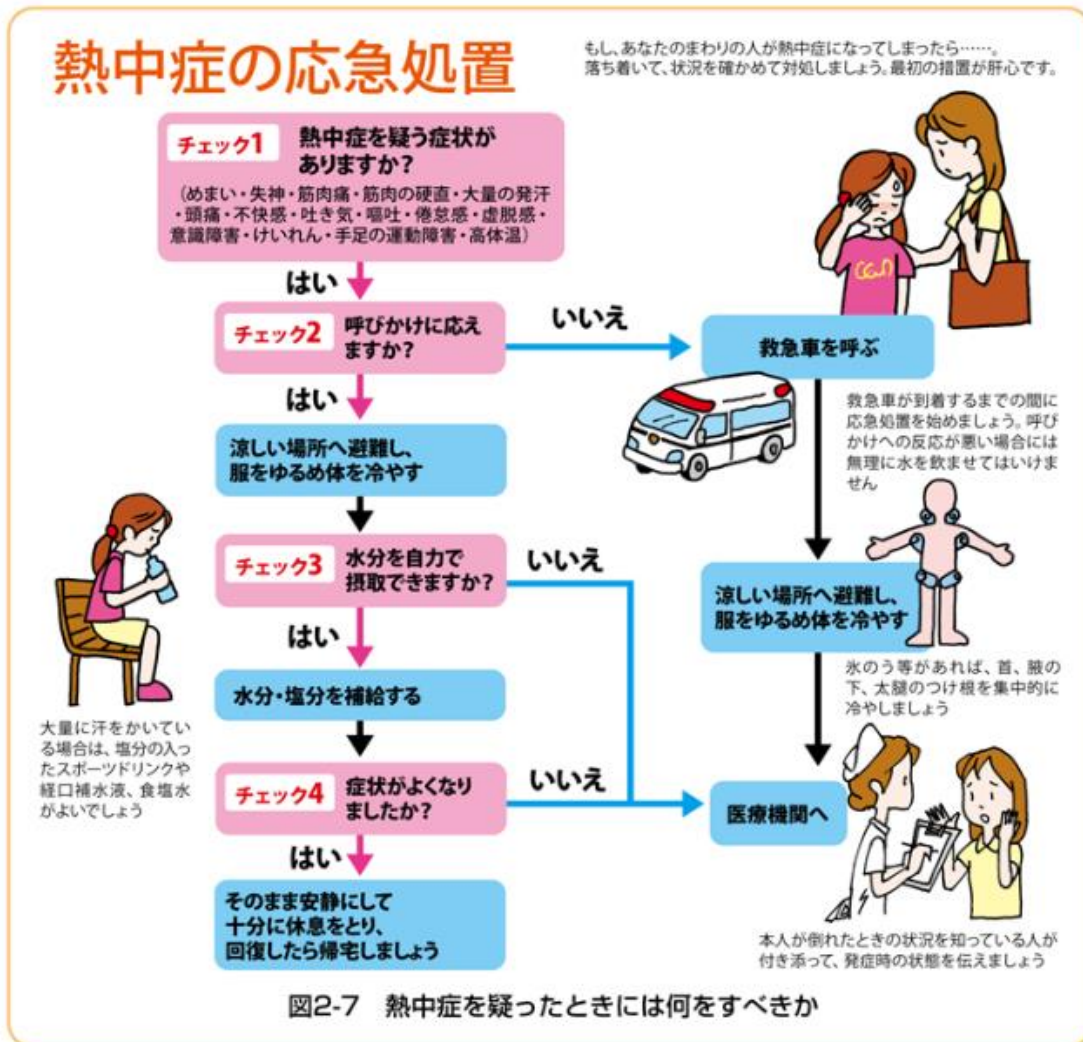


# 1 熱中症対応



## 2 熱中症の未然防止のための運動に関する指針

### (1) 屋外における運動を伴う教育活動の中止【運動は原則禁止】

- ①環境省の熱中症警戒アラートが東京都に対して発表された場合
- ②暑さ指数（WBGT）が観測地点江戸川臨海で危険（3.1以上）と発表された場合

上記の①、②の両方が発表された場合は、屋外の運動を伴う教育活動はすべて中止とする（休み時間の外遊び・水泳指導も含む）。

### (2) 屋外における運動を伴う教育活動の一部中止【嚴重警戒（激しい運動は中止）】

- ①環境省の熱中症警戒アラートが東京都に対して発表された場合
- ②暑さ指数（WBGT）が観測地点江戸川臨海で嚴重警戒（2.8以上3.1未満）と発表された場合

上記の①、②の両方が発表されている場合、屋外で運動を伴う教育活動は一部中止する。

- ・激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止する。
- ・水泳指導、休み時間での軽い遊びなどに関しては、日陰で積極的に休憩をとり適宜、水分補給を行いながらの実施を可とする。

### (3) 十分に配慮しながら屋外における運動を伴う教育活の実施【警戒（積極的に休憩）】

- ①環境省の熱中症警戒アラートが東京都に対して発表された場合
- ②暑さ指数（WBGT）が観測地点江戸川臨海で警戒（2.5以上2.8未満）と発表された場合

上記の①、②の両方が発表されている場合、屋外で運動を伴う教育活動を行う際は、日陰等で積極的に休憩をとり適宜、水分補給を行いながら実施する。